（様式３－１）

**欠格事由等の確認書**

令和　　　年　　　月　　　日

　社会福祉法人南相馬市社会福祉協議会

　　会長　西　浦　武　義　　殿

住　所

氏　名 　　　　　　 　　　 　 印

１　私は、社会福祉法第４０条第１項に規定する全ての欠格事由に該当しません。

２　私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員等の反社会的勢力の者ではありません。

３　私は、上記第１項及び第２項の記載事項に変更がある場合は、遅滞なくその旨を通知します。

（社会福祉法）

第40条　次に掲げる者は、評議員となることができない。

一　法人

二　成年被後見人又は被保佐人

三　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、

その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四　前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが

なくなるまでの者

五　第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

２　評議員は、役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。

３　評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない。

４　評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で

定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

５　評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める

特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない